

(電子メール施行)  
事 務 連 絡  
令和4年3月24日

県内各高齢者施設・事業所管理者 様  
(政令市・中核市除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症  
病原体検査の4月以降の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

標記の検査については、「高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について」(令和4年2月10日付け高第1226号の5高齢政策課長通知)のとおり検査の積極的な受検をお願いしているところです。

本県は、令和4年3月21日をもって、まん延防止等重点措置実施区域から解除されましたが、高齢者施設等において感染が続く県内の感染状況等を鑑み、**検査を4月以降も当面の間継続することとしますのでお知らせします。**

なお、検査の予約については、現在利用されている予約サイト(検査枠確保ページ)から確認するようお願いいたします。

引き続き、積極的な受検をお願いするとともに、感染拡大防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)